

令和5年度第3回下野市行政改革推進委員会 議事録

- 審議会等名 令和5年度 第3回下野市行政改革推進委員会
- 日 時 令和5年11月15日（水）
午前9時00分から12時00分まで
- 場 所 下野市役所 2階 203会議室
- 出席委員 中村祐司会長、野田善一委員、金田幸子委員、柳澤正弘委員、
川俣一由委員、小林政則委員、中西稔委員、太田芳一委員、
高橋志津子委員
- 欠席委員 平井勲委員
- 市側出席者 （市民生活部）
直井市民生活部長、上野安全安心課長、工藤主幹
（建設水道部）
保沢建設水道部長、倉持建設課長、須賀課長補佐
近藤下水道課長、永井課長補佐、
福田主幹
（教育委員会事務局）
近藤教育次長、高山教育総務課長、平野課長補佐
山口文化財課長、下谷課長補佐

（事務局） 伊澤総合政策部長、米井総合政策課長、北野課長補佐
高橋主事
- 公開・非公開の別 （ 公開 ・ 一部公開 ・ 非公開 ）
- 傍聴者 なし
- 報道機関 なし
- 議事録作成年月日 令和5年11月16日

○次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

（1）ヒアリングの実施方法について

（2）行政評価市民評価事業ヒアリング

- | | |
|------------------|------------------|
| ① 市内公共交通運行事業 | （市民生活部 安全安心課） |
| ② スマートＩＣ整備事業 | （建設水道部 建設課） |
| ③ 公共下水道事業 | （建設水道部 下水道課） |
| ④ 奨学金貸付事業 | （教育委員会事務局 教育総務課） |
| ⑤ 東の飛鳥プロジェクト推進事業 | （教育委員会事務局 文化財課） |

（3）全体協議

(4) その他

4 閉 会

○記録

1 開 会

(事務局)

ただ今より、令和5年度 第3回下野市行政改革推進委員会を開会します。

2 会長あいさつ

(事務局)

それでは、中村会長よりご挨拶を頂きたいと思います。

(中村会長)

本日はヒアリングの第2回ということで、長丁場となりますが、よろしくお願いいたします。

私としましても、事業を所管する部・課の方々と直接対話することができ、また、委員の皆様の考えにも触れることができますので、大変勉強になります。

市民と行政の間でのいい緊張感もあり、互いに気づいた部分を共有できるという意味でも非常に有意義で重要度が高いと感じております。

限られた時間の中になりますが、ぜひ積極にご意見を頂けたらと思います。

よろしくお願いいたします。

(事務局)

中村会長、ありがとうございます。

3 議 事

(事務局)

それでは、議事に入りたいと思います。

行政改革推進委員会条例第6条にて、『会長が議長となる』と規定されておりますので、以後の議事進行につきましては、中村会長にお願いしたいと思います。

会長、よろしくお願い致します。

(中村会長)

それでは、まず初めに、会議成立確認、会議録署名についてお諮りします。

本日の欠席委員は1名です。委員数10名のうち、過半数以上の委員が出席していますので、下野市行政改革推進委員会条例第6条第2項の規定により、会議は成立となります。

傍聴者はありません。

次に、今回の会議録署名委員を指名いたします。名簿順により、柳澤委員、中西委員にお願いいたします。

署名委員の方は、次回の会議において、事務局が作成した本日の会議録へ署名していただくことになりますので、よろしくお願いいたします。

(1) ヒアリングの実施方法について

(中村会長) それではまず議題の(1)「行政評価市民評価ヒアリングについて」事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) 【資料1に沿って説明】

(中村会長) ありがとうございます。

それは早速、ヒアリングに進んでまいります。

(2) 行政評価市民評価事業ヒアリング

① 市内公共交通運行事業 (市民生活部 安全安心課)

所管部課による自己紹介

資料 2-1 にそって説明

(中村会長) 説明にありました AI の活用について、詳細をご説明下さい。

(担当者) おでかけ号のご利用にあつては、電話かインターネットでご予約を頂くこととなりますが、お電話の場合、オペレーターが利用者様から行きたい場所や時間を伺い、システムに入力することとなります。

おでかけ号は様々な方が同時に乗車する乗合の形式ですので、乗車する方々の状況により、臨機応変にルートを設定する必要があります。

そこに AI 技術を活用することで、システムに情報が入力されると AI が自動で最適ルートを設定し、即座に予約を確定することができるほか、ドライバーへの伝達まで一連して行うことが出来るため、市民サービスの向上及び業務の効率化に繋がっております。

(中西委員) ゆうがおバスについては利用者の推移が示されていまして、令和 4 年度に利用者数が増加しているのは、獨協医科大学病院に向かうルートが新設されたことによる影響かと思います。

一方、おでかけ号については実績が記載されておりませんが、利用者の推移や今後の見込み、どのような方がどこに向かうために利用されているのか、等の情報についてお示し下さい。

(担当者) おでかけ号については、登録者、利用者ともに増加傾向にあります。主な目的としては、平日の午前中に病院へ向かう際の利用が最も多い状況です。

利用者実績についてですが、令和 3 年度が 18,800 件、令和 4 年度が 19,740 件となっており、令和 4 年度末時点での登録者数は 5,181 名です。

(安全安心課長) 今後の展望について申し上げます。交通事業関係者の方からお話を伺いますと、新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行したことを受けて、コロナ禍以前比 80%程度まで実績が戻ってきているとの声を聴きます。それを受けまして、令和 5 年度のおでかけ号利用者数は 20,000 件を超えることを見込んでいます。

また、傾向として、市外の方の登録が増加しています。それも踏まえ、令和6年度には利用者数がさらに伸長することが見込まれる状況です。

(中村会長) 高齢者の方や子育て中の方の利用促進を行っているとのことでしたが、どちらかと言えば、高齢者の方の利用の方が多い状況ですか？

(担当者) はい。高齢者の利用が多い状況です。

(川俣委員) 免許返納者に対して利用券を差し上げる取り組みについてですが、利用券をお渡しするのは1回だけですか？

(担当者) はい。1回のみです。

(川俣委員) それをきっかけにおでかけ号を知り、継続して利用されている方がどの程度いるのか、集計していますか？

(担当者) 75歳以上の方については高齢福祉課が所管して無料券配布を行っておりますので、継続して利用される方にはそちらをご活用いただきたいという考えです。

また、免許返納をきっかけに利用を始めた方については、調査を行っておらず、データはございません。

(川俣委員) 先ほどの説明の中でプロポーザルにより令和6年度から令和8年度までの受託事業者を決定することでしたが、その業務委託の費用について、令和5年度は33,992千円に対して令和6年度は43,446千円の予算を見込んでいるかと思います。見かけ上で10,000千円増加しているようにも見えてしまいましたが、令和3年度から令和5年度まで実施する中で採算性が難しかったため等、増加した理由をご説明下さい。

(担当者) 予算上は人件費や燃料費の高騰を見込んで増額しておりますが、令和3年度にプロポーザルを実施した際の予定価格も今回とほぼ同額の約40,000千円でありました。そこから競争により金額が下がり、33,992千円で契約に至った経緯がございますので、今回、どこまで価格が下がるかは明言できませんが、単に経費が10,000千円増加しているという事ではない旨、ご理解いただけますと幸いです。

(柳澤委員) プロポーザルにより業者を選定するということですが、選定にあっては金額のみでなく、事業計画等を踏まえて総合的に判断することによってよろしいでしょうか？

(担当者) おっしゃる通りでございます。

当然ながら金額も考慮いたしますが、利便性の向上などのサービス面に重きをおいて、総合的に審査を行うこととしております。

(柳澤委員) 応募できる業者は下野市内に限定されますか？また、市内には交通事業者は何者ほどございますか？

- (担当者) はい。応募にあつては市内に本社もしくは営業所を有することを条件としておりまして、市内の交通事業者は6者でございます。
- そのうち、プロポーザルへの参加表明を出されたのは2者です。
- (太田委員) 高齢の方で、車いすを利用される方や介添えを必要とされる方は利用可能でしょうか？
- 高齢者は家に籠っていると認知症が進行するといわれますので、出かけること自体に大きな意義があります。その一つの目的として買い物が考えられますが、例えばインターパーク等の市外に向かいたいとなったときに、その手段が無いという問題が考えられます。それを解決する手段を設けていただけるとありがたいです。
- 箕輪地区にまごころの会という団体があります。そこで、おでかけ号の利用にあつて勝手が悪いという意見があり、その部分を穴埋めする目的で、自主的な取り組みをしていると伺ったことがあります。そのあたりも調査頂いて、ぜひ利便性の向上に努めていただきたいと思います。
- (市民生活部長) デマンド交通はタクシーを乗合で利用するという形態をとっています。ですので、途中、誰が乗ってくるのかわからないという、ある意味で『停留所のないバス』のような形態であります。そのため、基本的には自主的に動ける方を利用対象者として想定しています。
- そのうえで、委託業者に対しましては、ベビーカーを利用されている方等についても受け入れを行うよう、指示しているところであります。
- また、下野市と壬生町と上三川町でデマンド交通の連携を行っておりまして、いくつか指定したポイントで乗り換えを行うことで、3市町内であればデマンド交通で向かうことが出来ます。したがって、途中で上三川町のデマンド交通に乗り換えれば、当市からインターパークまで向かうことも可能です。
- 壬生町のデマンド交通はゆうがおパークまで乗入れを、上三川町のデマンド交通も市内何カ所かに乗り入れを行っている状況です。
- 先ほど課長から市外の登録者も増加傾向にあるという説明を致しましたが、福島県や埼玉県、神奈川県の方も登録いただいている状況です。
- 利用目的は、午前中の通院が多い傾向にありますほか、運転免許の返納によって交通手段が無くなってしまったという理由でお買い物に利用される方もおります。そのほか、高齢者の外出手段に活用いただけますようにPRしつつ、引き続き、利便性の向上に努めたいと考えております。
- (中村会長) 壬生町、上三川町との広域連携は、利便性の向上に効果的な取り組

みだと思います。一方で、費用はどのような取り扱いになっていますか？

(市民生活部長)

3市町それぞれが費用を負担しております。

(中村会長)

先進的でよい取り組みだと思います。

(野田委員)

直近の実績などの数値は、あらかじめ資料に記載して頂きたいと思います。

公共交通事業は採算性を確保するのは難しいかと思いますが、公費によって運用される以上、費用対効果の検証は必要であるため、過年度の実績は非常に重要な情報であります。

また、先ほど課長から運賃実績等の訂正について発言がありましたが、それらを含めて緊張感をもって業務に当たっていただきたいと思います。

先ほど川俣委員から業務委託費が 10,000 千円増加してみえるという意見があり、担当から回答がありましたが、それにしても 10,000 千円という金額は高額であり、簡単に承服しがたい思いです。

再度、詳細をご説明いただきたいと思います。

(中村会長)

資料の内容につきまして、特にシート左半面の事業内容の部分については、充実させて頂けるとありがたいと思います。

委員としても質疑応答を充実させるため、資料に事前に目を通し、ある程度理解したうえで臨むように努めております。紙面のスペースが限られていますが、必要な情報がきっちりと記載されますよう、今後をご対応をお願いします。

(安全安心課長)

資料について、申し訳ございませんでした。今後はしっかりと必要な情報がわかりやすく示されるよう、努めてまいります。

予算が 10,000 千円増額している件についてですが、先ほどのご説明と重複しますが、人件費、燃料費の高騰もありますが、プロポーザルの実施にあつては、利便性向上のための新たな取り組みの提案、例えば利用者が集中した際にできるだけお待たせしないようにする取り組みなど、それらを含めた提案を頂きたいということで仕様を定めております。その中には台数の増大なども含まれる可能性もありますし、それに伴って事業費が多くかかる可能性もありますので、そういった新たな取り組みも考慮したうえで予算を計上しています。

(中村会長)

なかなか判断は難しいですが、担当課としては経費の増額は止むを得ず、相当の理由があるという事ですね。

燃料費も高騰する中で、国の補助によって現在の価格に抑えることが出来ている状況ですので、交通業者もその恩恵は当然受けながらも、それでも経済的負担が増額していることから委託料の増額を見

込むということかと思えます。

担当課としてはある意味 10,000 千円の増額にとどめているという解釈もあるかと思いますが、市民目線では 10,000 千円は非常に大きな金額差かと思うので、野田委員としてはそこを詳しく質問したということかと思えます。

(高橋委員)

現状、小金井駅まで小山市の循環バス「おーバス」が乗り入れているかと思えます。それを自治医大や石橋病院まで延長すれば、両市民にとってのメリットになるかと思えます。

小山市と連携してそのようなことに取り組むことは可能ですか？

(安全安心課長)

委員のおっしゃる通り、おーバスは小金井駅まで乗入れており、通勤、通学、通院に利用されているかと思えます。

下野市では公共交通会議というものを設置しておりまして、そこには、バス事業者、タクシー事業者、鉄道事業者、福祉関係者をはじめ、国、県の職員にも委員として名を連ねていただいております。その会議において、今年の春頃に、公共交通の利便性向上のための施策として、近隣市町との連携強化について事務局から投げかけを行っております。市の公共交通に係る今後のあり方については、そこで協議を進めつつ、検討していくこととなります。

当然ながら、相手方である小山市の意向も考慮する必要がありますので、必要に応じて、今後、検討を進めたいと考えております。

② スマート I C 整備事業 (建設水道部 建設課)

所管部課による自己紹介

資料 2-2 にそって説明

(中村会長)

対象車両としてセミトレーラー連結車とありますが、これはスマート IC の利用がセミトレーラーに限定されるという意味ではなく、このサイズまで通行可能であるという解釈でよろしいのでしょうか？

(担当者)

はい。その通りでございます。

日本国内において一般的なトレーラーにはセミトレーラー、フルトレーラー、ポールトレーラ等の種類があります。その中で、曲がるときに車輪の描く円の軌跡が最も大きくなるのは、フルトレーラーではなく、セミトレーラーです。そのため、道路を作る際にはセミトレーラーを基準とすることで、国内を走行するすべての車両が通行可能になることとなります。

(中西委員)

この事業については、市単独ではなく、国や県と連動して進めていることと思いますが、このスマート IC が整備されれば、下野市に対して経済効果が発生することと思えます。まず、その経済効果をどの程度見込んでいるのか伺いたいと思えます。また、その内訳につ

いても教えてください。

(建設課長)

経済効果については、市として試算はしておりません。

本事業の計画にあっては、B by C (Benefit by Cost) ということで建設や維持管理にかかる費用に対して、道路利用者の移動時間短縮等の利便性向上にどの程度効果があるかという試算をしております。

ただ、このスマート IC の整備に伴って、周辺に新たな産業団地誘致の動きが発生する可能性もありますし、大型商業施設が誘致される可能性もあります。それらについては、今後、検討していければと考えております。

(中村先生)

費用については国からもかなり補助が入っていますし、建設にあっては、地域の利便性向上というのが主たる目的となっているという解釈ですね。

(建設課長)

今後、まちづくりを進めるにあっては、このスマート IC 建設が起爆剤となり、周辺の活性化に繋がればという思いであり、計画にあっては全庁的な検討が必要であると考えております。

(中西委員)

産業団地や大型商業施設誘致についても言及されていましたが、既存の工業団地も含めて、スマート IC の整備によって産業に対する利便性はどのように、またどの程度向上する見込みですか？

企業が工場等を建設するにあっては、交通アクセスは非常に重要な要素かと思います。

(担当者)

現状の実績ですが、スマート IC 建設予定地の南側に石橋第 2 工業団地がございます。そこから首都圏に向かう場合、現在は壬生 IC が最寄りとなりますが、そこまでの所要時間が 11 分です。一方でスマート IC が整備されれば 5 分でアクセスできるようになり、6 分間の時間短縮になります。

(中村会長)

産業面以外にも、一般の市民も交通可能であり、利便性向上に寄与するということですね？

(担当者)

住民目線では、高速道路が近くを通過することで、身近に、多目的に利用できるというメリットがあります。

(中村会長)

災害時に姿川を渡る手段になるという効果は非常に感心しました。このスマート IC は浸水により通行が難しくなるという事はないのですか？

(担当者)

この建設予定地は高台になっていますので、仮に姿川が氾濫したとしても、スマート IC が浸水する可能性は極めて低いといえます。そのため、宇都宮駐屯地の陸上自衛隊が災害活動に当たる際にも、交通経路として利用することが可能です。

これまでは、大雨の際には市内の多くの橋が通行できなくなっ

- まうことが救援物資運搬などにおける課題でした。ですが、このスマート IC の整備により災害時の物資輸送経路を確保できるほか、救急搬送のための経路としても活用が可能となります。
- (中村会長) 災害時には道路分断などによりなかなか物資が届かない地域があるという問題もありますが、その解決に寄与するということで、非常に有意義なものと感じます。
- (中村会長) 図面の黄色部分が市で整備する範囲で、その維持管理も市が行っていくことと思いますが、そこで維持管理費用が発生するかと思いますので、試算しておく必要がありますよね。
- (川俣委員) 調整池はどのあたりに建設予定ですか？
- (建設課長) 調整池については、本線の北側に 1 つすでに完成しておりまして、今後、南側にも 1 つ建設する予定であります。
- (川俣委員) 排水先は姿川ですか？
- (担当者) 排水先は一級河川の新川です。
- (中村会長) これまでの経緯を見ますと、平成 30 年から計画が始まったということで、長い年月を経た非常に重要な事業であると感じます。工事の進捗状況については、広報を活用する等、積極的に市民にお知らせしていますか？
- (担当者) 毎月、ドローンを使用して工事の進捗状況を撮影していきまして、月ごとの進捗状況が比較できるようにして周知しております。まさに本日、今月分の撮影を行います。
- (川俣委員) 少し話題がそれますが、国分寺地区から見ると、市役所の付近に現在計画中の大通りが抜ければスマート IC の利用がスムーズになります。県の事業かと思いますが、進捗は把握されていますか？
- (建設課長) 旧国分寺庁舎から通称文教通りと呼ばれる道路へ接続する道路が建設中で、市役所のすぐ近くに調整池も出来上がったところですが、地権者との合意が得られず、工事の進行が難航している状況であります。市としても、県と連携して取り組んでいきたいと考えております。
- (川俣委員) なかなか難しい仕事かと思いますが、その道路が通ればより一層スマート IC の利便性が向上するかと思いますので、ぜひご尽力ください。
- (中村会長) 当然のことながら、担当課としてはこの事業が必要で効果的であるという思いで取り組んでいることと思いますが、当然、現状も、また建設後にも大小様々な課題が発生すると思います。主に建設後の課題について、現時点で想定していることはございますか？
- (建設課長) 市の都市計画マスタープランの中では、スマート IC 周辺の産業発

展を促進することとなっております。産業団地を所管する商工観光課の方では、坪山地区の次にどこに産業団地を作るか検討しているということです、このスマート IC の周辺も当然、その候補になることと思います。しかしながら、この地域は農業振興地域でもあり、開発にあつては制限が強い地域でもあります。市としては、制限の緩和についても検討しながら、まちづくりの観点で発展の可能性について模索していく必要性があり、それが課題であると認識しております。

(野田委員)

壬生町にコストコが出店してまいりました。用地の選定にあつては、当然ながら北関東自動車道の IC の場所を考慮してのことと推察されますが、かつては大規模小売店舗法というものがあり、その法では、郊外に市町の計画を無視して大規模店舗を建設することを制限しておりました。その大規模小売店舗法はすでに廃止され、それに代わる法として大規模小売店舗立地法が施行されておりますが、それによるある意味での規制緩和を受け、大規模店舗が進出しやすくなっている現状があります。

下野市にもスマート IC ができることを受けまして、将来的にはコストコ同様の大型商業施設が進出してくる可能性もあります。

大規模小売店舗立地法では、都道府県や市町村が強い権限を持ちます。そのため、大型商業施設が進出の意向を示してきた場合に、市としてどのように対応するのかについても、将来的な課題の一つとして検討していく必要があるかと思います。

(建設水道部長)

スマート IC 周辺の発展にあつては、産業団地なのか、大型商業施設なのか、様々な選択肢が考えられます。市としても、当然ながら、何らかの形で発展させたいという認識をしておりますので、何か仕掛けていくべく、考えていきたいという思いです。

先ほど課長からも申し上げましたが、都市計画マスタープランの中では、スマート IC 周辺は産業発展を促進する地域として位置付けております。一方で、農業振興地域もあることから開発にあつては制限もありますが、まずは市としてどのように発展させていくのかという計画を明確にしてから、制限の緩和に向けて取り組んでいきたいと考えております。

(中村会長)

別の自治体を見ると、あえて IC 周辺の開発制限を緩和しないという選択もあるかと思いますので、まずは市として計画を検討いただけたらと思います。

③ 公共下水道事業 (建設水道部 下水道課)

所管部課による自己紹介

資料 2-3 にそって説明

- (中西委員) この事業には、現在 76.9%の下水道整備率を向上させること、汚水処理施設の処理能力の向上を図ること、雨水処理の能力向上を図ることという 3つの要素が含まれているという認識でお間違いありませんか？
- (下水道課長) 下水道設備については、整備計画のうちどの程度の進捗状況にあるかという観点から算出した数値を整備率、また、人口ベースでどの程度の方にご利用いただいているかという観点から算出した数値を普及率としており、先ほどの説明においては整備率についてご説明させて頂きました。
- (建設水道部長) 雨水整備については、全体的な許容量の向上ではなく、未整備の場所に対して整備を進めていくという動きです。
- (金田委員) 下水道の整備率が約 76%ということで、残りの 24%の地区はどのあたりでしょうか？
また、現時点で下水道が通っていない地域に将来的に下水道が整備される予定はあるのでしょうか？
- (下水道課長) 石橋地区でいえば、一部、市街化調整区域において未整備の地域がございますので、その地域の整備を進める予定です。
また、姿川の西側、薬師寺地区の一部についても、未整備の地域がございますので、整備を進める予定であります。
- (川俣委員) 先ほどの説明通り、石橋地区においては姿川の西側、南河内地区においては薬師寺の一部、国分寺地区においては関根井や笹原地区が未整備だと認識しておりますが、現状、整備予定地域のうちどのくらい整備が進んでいて、未整備の地域はどのくらい残っていますか？
- (建設水道部長) 公共下水道については、生活排水処理構想に基づいて整備を進めています。川俣委員のおっしゃる通り、国分寺地区においては関根井や笹原地区を残すのみで、公共下水道の整備工事はほぼ完了している状況です。石橋地区においては上古山周辺や姿川の西側の区域あたりが未整備であります。具体的な数値については、長さではなく面積で 319 haが残っているという状況です。
- (野田委員) 市街化区域と調整区域があり、調整区域は原則として開発行為を行うことができませんが、一部、開発行為が可能になった地域があるということで広報されていたと思います。あとで結構ですので、その図面をお示しいただけたらと思います。
そして、それは開発行為の区域区分の変更かと思いますが、根拠としている法令をお示し下さい。
その区域で業者が開発行為を行う場合、公共下水道の敷設が必須かだと思います。その場合、公共下水道の敷設費用は市と業者どちらが

負担することとなっていますか？

また、特定環境保全公共下水道の負担金について、高いところで 545 千円、安いところで 365 千円と地域差が生じている実態があります。山間部であれば場所によって敷設コストに差が出るのは理解できますが、下野市は平坦な地形ですので、場所によって敷設コストに差が出るとは考えにくいと思います。したがって、負担金の差異が生じている事実は早急に是正すべきと思慮されますが、市としてはどのようなお考えでしょうか？

(建設水道部長)

今年の 4 月頃、都市計画マスタープランの中で、国道 4 号線と鉄道の周辺のエリアにおいて、都市計画法 34 条の 11 号に基づいて、開発行為を許可する区域を指定したところでございます。内訳としては、国分寺地区 3 地区、石橋地区 3 地区、南河内地区 3 地区の合計 9 地区でございます。

そういった地域において、一定の基準に基づいて開発を許可することが出来ますが、開発に伴う下水道整備工事については、開発業者が行うこととしておりますので、市としての費用負担はございません。道路なども同じ扱いです。

また、負担金についてですが、以前は地域で集落排水を行っていましたが、その関係で、各家庭から負担金を徴収していたという経緯があります。その中で、事業費の 5% 程度の負担金を頂いていましたが、その負担金の額が地域によって差がありましたので、現在も地域差が生じている状況です。

市として負担額に差が生じていることは承知しておりますので、その均一化については、検討課題とさせていただきたいと思います。

(事務局)

補足させていただきます。

ただいまお配りした図面における赤色の部分が、先ほど建設水道部長が申し上げました都市計画法 34 条の 11 号に基づく許可地域でございまして、申し上げました 9 カ所に加えて、それ以前に指定していた地域も含めて、この図面に示されております。

(野田委員)

繰り返しになりますが、特定環境保全公共下水道の負担金に差異が生じていることは紛れもない事実であり、それが長年放置されているわけですので、市としては早急に是正すべきであると私は考えます。鋭意ご検討いただけますようお願い申し上げます。

(中村委員)

均一化にあつては、市としては現実的に難しい部分もあるかと思いますが、野田委員としては公平性の観点から是正の必要があるということで、御意見として受け止めていただけますと幸いです。

(中村会長)

雨水対策の一環として、各家庭で雨水の再利用を促す等の取組もあり得るかと思いますが、各家庭の小規模な取り組みでは、大雨時の

治水対策としては弱いという印象でしょうか？

各家庭で工夫して取り組めば、ある意味、塵も積もれば山となるという考えのもと、効果的を発揮するのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

(建設水道部長)

会長のおっしゃる意見は、流域治水において非常に効果的であるとされております。

冒頭の私の説明の中で、流域治水対策について触れさせていただきましたが、流域全域の各家庭において、雨水をすぐに雨水管に流すのではなくて、一度家庭などに貯めていただいて、後で流すという取り組みは極めて重要です。

近年は、局所的かつ短時間に大雨が降る傾向にあり、そのため流末すなわち河川において一度に大量の雨水が流入することにより、災害が発生するリスクが高まるとされております。そのため、一度に大量の雨水を流入させないことが災害発生防止に非常に効果的です。その方法として庭に貯水槽を作っていただいて、そこに一度雨水をためて排水時間を遅らせていただくということを推進しておりまして、市から補助金も交付しております。

加えて、農地における田んぼダムの取組も効果的であると言われます。

そういった事例を紹介するパンフレットがございますので、あとで配布させていただきます。

(中村会長)

ありがとうございます。

汚水については施設で処理したのちに河川に流されると思います。雨水の場合、先ほどの説明では、貯めてから時間差で排水することが災害発生防止に効果的であるとのことでしたが、例えばそれを貯めたのちに、流すのではなく利用するという取り組みはあるのでしょうか？

(建設水道部長)

調整池や貯水槽に貯めたものは、時間をかけながら流していくほかない状況ですが、例えば、各家庭で雨どいの下などにバケツをおいて貯めた水は、庭に撒いていただいたり、花の水やりに活用いただく等の方法が考えられます。

(中村会長)

ありがとうございます。各家庭で雨水をためて、時期をずらして流すことが重要であると理解しました。

(野田委員)

令和元年台風 19 号の際には、グリーンタウンの調整池が満水になったかと思います。その対策として、各家庭に浸透ますの設置を促し、雨水管ではなく地面に雨水を吸わせていくという方法も考えられますが、それを行政として促していく方針はございますか？

(下水道課長)

グリーンタウンの調整池においては、大雨の前には排水をし、普段

よりも水位を下げておくなど、満水にならないよう対策をしております。

また、御意見のありました各家庭への浸透ます設置促進ですが、現状市としては進めておりません。各家庭での対策については、先ほど部長から説明させて頂いたとおり、貯水槽の設置を補助するなどして、雨水を一度貯めて、時間をずらして流していただくことについて、啓発していきたいと考えております。

(野田委員)

都内において、各家庭への浸透ます設置を促進している区があると聞いております。補助金を交付して各家庭での設置を促し、区全域に巨大な貯水槽としての機能を持たせるというものです。ぜひ研究頂き、当市においても取り組みが可能か、ご検討いただけますと幸いです。

(太田委員)

雨水を河川に流すにあたっては、何か装置を使って送水しているのでしょうか？

また、下水道に雨水が流入すると下水処理施設が満水になってしまうことも考えられますが、どのように防止しているのでしょうか？コンクリートでは雨水が浸透しませんが、土であれば、自然と雨水が浸透します。都内であればコンクリートで舗装された場所がほとんどですので浸透ます設置促進が必要かと思いますが、下野市の状況において行政が介入して進める必要があるのか、よく検討するべきかと思います。

また、人口が減少傾向にある中で、公共下水道を拡張すべきなのか、どこまで伸長させるのか、費用対効果の観点から、よく検討していく必要があります。

他自治体においては、すでに住んでいる人がいなくなった地域においても下水道だけが残し、負の遺産になっている事例も聞きますので、下水道をはじめとするインフラ整備にあつては、地域の発展・衰退と費用負担を総合的に考慮しつつ検討する必要があります。設置してからは維持管理の経費が掛かります。伸長することで維持管理費が増加しつつも、人口減少により税収が減ってしまつては、最終的には負担金の増額という形で市民の負担になる可能性も考えられます。今後の整備にあつては、基本的なところに立ち返って、よく考えていく必要があります。

(太田委員)

行政の雨水対策としては調整池を設置することが効果的であると思います。

(中村会長)

雨水については、例えば下野市が頑張っても、上流から雨水が流れ込んでしまえば河川の水位が上昇してしまいますので、流域としての問題として広く捉えて取り組んでいく必要があるかと思います。

田んぼダムについても資料を拝見して大変勉強になりました。
田んぼダムは休耕田のみ利用するという考えで間違いありませんか？

(建設水道部長) 田んぼダムは、排水口の穴の前に堰を設置することで水田に一時的に雨水を貯留しつつ、排水路に流れる水量を抑制することで、一度に大量の雨水が川に流入することを防ぐ手法です。田んぼへの貯水にあっては、稲が冠水してしまう程の水量までは貯まりませんので、農作物への被害は生じない仕組みです。

(川俣委員) 先ほどの都市計画法 34 条の 11 号で指定された地域での開発行為において下水道が敷設された場合、そこに建てられたそれぞれの家から受益者負担金を徴収しているという認識でよろしいですか？

(建設水道部長) おっしゃる通りです。

休憩

④ 奨学金貸付事業 (教育委員会事務局 教育総務課)

所管部課による自己紹介

資料 2-4 にそって説明

(中西委員) 育英奨学金という制度がありますが、この市の奨学金制度は育英奨学金の制度のどの部分を補うことを想定しているものですか？
例えば、育英奨学金よりも借りやすい等、それぞれの制度の補完関係について教えてください。

(教育総務課長) 栃木県育英会にも奨学金制度があります。詳細な資料が手元になく恐縮ですが、県と比較したときに、市の方が金額面で充実しておりますほか、近隣市町の奨学金制度と比較しても同水準の内容であります。

(中西委員) 育英会の奨学金を利用するよりも市の奨学金制度を活用した方が、返済などにおいて有利な面があるという意味でしょうか？

(教育総務課長) 数値的な部分でお答えできず恐縮ですが、同等もしくは有利な条件になるかと思います。

(中西委員) 奨学金の給付を希望される方がどのように利用されるのかをイメージするために、市の奨学金の優れている部分を知りたいという意図です。

(教育総務課長) 金額や条件などの詳細な比較をこの場でご説明できず恐縮ですが、他の奨学金制度と比較しても、同等もしくは有利な条件になるかと思っています。

(中村会長) 大学生の場合には大学で奨学金を借りる方もいますが、それと併用している方もいるという事でしょうか？

(教育総務課長) 当市の制度としては、他の奨学金と併用することはできないこととなっております。そのため、申請時に他の奨学金を借りていないか、

確認したうえで審査することとなります。

(太田委員)

貸し付けの条件がいくつかありますが、

- ① 校長先生からの推薦状が必要となっていますがこういった意図ですか？
- ② 世帯収入で祖父祖母まで見ることとなっていますが、こういった意図でしょうか？
- ③ 償還金の免除について 1/4 と設定されていますが、根拠はありますか？
- ④ 入学一時金は償還一部免除の対象外とされていますが、理由はありますか？
- ⑤ 成績 3.0 以上を条件としていますが、金銭的事情から塾に通えず、成績が上がらないという生徒もいるかと思います。そういった方は対象外という事でしょうか？福祉部局と連携して公設の学習塾を設置し、そこで学力向上を促進する等の取組も検討する必要があるのではないか、と思います。定住促進まで事業を拡大するよりも、所得差による学習機会の格差について解決する取り組みが優先されるべきかと考えます。

(教育総務課長)

まず、収入についてですが同居の祖父母までの収入を考慮しますが、年金収入は考慮しないこととしております。

(太田委員)

本来であれば、子どもは夫婦で育てるべきであるにも関わらず、祖父母の収入まで考慮する理由が私にはわかりませんでした。

(教育総務課長)

ご高齢の方であっても、年金以外の所得がある場合もございますので、それを踏まえて世帯としての収入を考慮するという考えです。また、福祉関係との連携についてですが、福祉部局でも母子家庭などへの補助制度がございますが、併用することができませんので、申請者の方に最適なものを選択いただくこととなります。

(太田委員)

条件に校長の推薦が必要であるとしていますが、例えば家庭の収入が少なく、塾にも通えず、以前は少し素行の悪かったという生徒がいたとします。その生徒に対しても校長からの推薦が必要となると、その生徒が制度から除外されてしまい、救う手立てが無くなってしまうように感じます。私としては校長からの推薦書は不要であると考えます。

(教育総務課長)

提出書類の中にある学校長からの推薦状についてですが、支給要件の中に学業成績が優秀で意欲があり、品行方正な方であることを条件としております。それを確認する意図として、校長からの推薦状をもって学校での態度や学業への意欲を判断しているというものです。

(太田委員)

意図は理解できますが、申請の足かせにならないかが心配です。

- (太田委員) また、償還金一部免除の額が 1/4 である理由はなぜですか？
- (教育総務課長) 大学は一般的に 4 年間ですが、そのうち 1 年間を免除しようという意図で決定されたと聞いています。
- (太田委員) 入学一時金が免除の対象外とされていますが、その理由はわかりますか？
- (太田委員) もしこの場で回答が難しければ、それについては結構です。
- (中村会長) 償還の状況についてですが、順調に回収できていますか？
- (太田委員) 非正規の方などは、返済が非常に厳しいと聞いています。
- (教育総務課長) 特段の事情により償還期間の延長を行っている方が数名いらっしゃいますが、ほとんどの方が円滑に償還頂いている状況です。
- (川俣委員) 資料の財源の箇所について、地方債・その他の欄に 9,056 千円が計上されていますが、これはその他として償還金を計上しているという事ですか？
- (教育総務課長) おっしゃる通り、償還金をそのまま財源として充てております。
- (太田委員) 入学一時金の免除について回答が頂けていませんので、回答をお願いします。
- (太田委員) この場で回答が難しければ、改めてご回答ください。
- (中村会長) では、入学一時金が償還免除の対象外となっている理由についてはお調べいただきまして、改めてご回答をお願いします。
- (中村会長) 下野市においては貸付の制度となっていますが、給付制度の設置について議論はありましたか？
- (教育次長) 奨学金制度を検討するにあっては、給付型とするか否かの議論もございました。しかしながら、財政的負担の観点から、貸付型にすることとなりました。
- (中村会長) この制度において、償還金一部免除の条件として一定期間の本市への居住を求めることで、定住促進としての効果も与えているかと思いますが、奨学金と定住促進を関連付けるには、途中の段階を飛ばしている印象もあります。それについても議論を経て決定されたということでしょうか？
- (教育次長) 制度の検討にあっては給付型から始まり、財政上の観点から貸付型となった経緯がありますが、その議論の延長で、償還を免除するにあっては、市として何かメリットが必要だろうという意見がありました。それをうけ、市に居住いただくことで人口増加にもつながりますし、税金も納めていただくこととなりますので、一定期間の定住を条件に含めることとなりました。
- (中村会長) 奨学金の趣旨について捉え方は様々かと思いますが、私としては学びの機会を創るという意味合いが強いと考えています。それを地元に戻元するという意味においては、定住にこだわる訳では無く、も

っと別の方法で、それこそ学業を活かした形で地域に貢献することを求めたりするのも選択肢としては考えられるのかなと思った次第です。

(教育次長) 本市で育った子どもには、ぜひ本市に戻ってきて、活躍頂きたいという思いを込めている側面もございます。

⑤ 東の飛鳥プロジェクト推進事業（教育委員会事務局 文化財課）

所管部課による自己紹介

資料 2-5 にそって説明

(中村会長) 非常に資料が充実しています。

(中西委員) 昨年、東の飛鳥のハード事業に関するヒアリングの際には、施設の魅力をどのように向上させるか、周辺をどのように開発していくかという側面でご説明を頂いたかと思います。

そのうえで、今回の事業は、整備した施設を活用し、市内の方のみならず市外の方にどのようにアピールしていくのか、実際に来ていただいて、見ていただくにはどうしたらいいのか、それについて取り組むというのが趣旨であるという捉え方でよろしいでしょうか？

それにあたり、Youtube を活用しているという事ですが、他の類似の観光地と比較して、再生回数はどのような状況でしょうか？また、インスタ等の他媒体での展開なども含めて、効率的な PR の実施のための展望などはあるのでしょうか？

(担当者) これまでの文化財分野における広報活動は、資料として配布させて頂きました Map ですか、冊子のようなものを作成してお配りすることが主流でしたが、当市においては、バーチャルミュージアムというWEBサイトを運営し、文化財の総合的な情報発信を行っています。

Map に記載のQRコードを読み込んでいただくと、そのWEBサイトに飛ぶようになっています。現地で Map をもとに散策しながらでもそのサイトで情報を拾って頂くなど、幅広く使用いただけるように工夫しているところです。

これまでは文書によるものばかりで、動画による情報発信を行っていなかったことから、Youtube に活用の可能性があると感じておりました。そこで、以前作成したストリートミュージアムというアプリケーションを活用して、Youtube に動画を投稿したことが始まりです。ストリートミュージアムを運営し続けるにあってはランニングコストが生じますので、Youtube での動画配信に転換することでランニングコストを削減しつつ、手軽に解説動画を閲覧いただくという狙いがあります。

文化財を見学するにあたって課題になるのが、知識のある人がガイドしなければ深い理解が難しいという点です。また、それを解決するために解説用の看板を立てるという方法もありますが、文化財が民地に所在していることも多く、看板の整備が難しい場合などもございます。そういった場合においても、Youtube を活用することで、解説を聞いてもらうことが出来ます。

それ以外に、各資料館において X（旧 Twitter）を運用するなど、様々な手段で情報発信を行っているところです。

（中西委員）

このような事業において、多くの方に知ってもらうことを目的とした場合、動画の閲覧数というのが一つの指標になると思います。現状、どの程度の方に閲覧いただいているのか、また、それを向上させるためにどのような取り組みが必要なのか。他の文化財を主とした観光地と比較して、下野市がどのような立ち位置にいるのか。それを把握し分析できれば、今後、さらに効果を上げるための課題が見えてくると思います。そういった意図で、他の自治体と比較して Youtube の閲覧数はどのような状況でしょうか？

（文化財課長）

群馬県においては、全県的に力を入れておりますので、出版物や物販をはじめ、ものすごい勢いで事業を拡大している印象があります。一方で当市における文化財関連事業は県内においても、また関東地方を見渡しても、かなり先進的な位置にいるものと自負しております。それは今までコツコツ積み上げてきた結果であると考えておりますし、現状の立ち位置に満足することなく、立ち止まらず、今後どのように PR を拡大していくかというのが課題であると考えております。

資料館を見学される方からは、施設をお褒め頂くと同時に、もっと対外的に PR していくべきだ、というお言葉を頂くことがございます。正直に申し上げますと、効果的な PR 方法について、もう約 20 年近く、合併により当市が誕生した当初から苦慮している状況です。

例えば、薬師寺歴史館においては、景観の観点から見ると非常に悩ましい面もあったのですが、遠くからでも施設の名前が良く見えるようにということで、白地に赤い文字の看板を設置しました。薬師寺歴史館はコンクリート造の外観をしているため、倉庫と間違えられることがしばしばございますので、その対応という目的だったのですが、看板を設置したあとも、場所がわかりにくいという意見は思うように減っていない印象です。

その看板をはじめ、Youtube の動画も然りですが『能動的に見ようとしなければ、目につかない』ということだと感じております。

ですので、施設を知っていただくにはまずは興味を持っていただくというところから始まります。それをどのように解消するか、『まずは初動において、どのようにして興味をもっていただくか』が課題であり、取り組みが必要であるという認識をしております。

その入り口としてあるのが、X（旧 Twitter）や Youtube かと思いますが、例えば天平の丘公園内にあります風土記の丘資料館においては、春に桜の開花情報を発信するとアクセス数が急増しますし、桜に関する電話での問い合わせも非常に多いです。それを踏まえて、観光に関する少し広い情報を発信することでまずは施設を知っていただき、そこから文化財に興味を持っていただくという風に行っていければ、という取り組みもしております。

（太田委員）

資料を拝見しても、様々な方法により広報啓発に取り組んでいることが伺えますし、その姿勢に敬服いたします。また、その熱意が市内全体に波及することで、市はもっと発展していくものと思料します。

西の飛鳥村と対比して東の飛鳥ということかと思いますが、この土地はそれほどまでに歴史的・文化的価値が高い場所ですので誇りに持つべきと感じました。

当市における歴史的財産と、現在進行形で生産量日本一を誇るかんぴょうをしっかりと関連付けており、出前講座としてかんぴょうの皮むき体験も行っている。このように市が積極的に広報することで、農家の方も喜ばれるのではないかと思いますし、かんぴょう振興にも大きく寄与している素晴らしい取り組みであると思います。今後もますますご尽力いただけますと幸いです。

（文化財課長）

ありがとうございます。

今年の夏、風土記の丘資料館において、20 名ほどの方にかんぴょうの皮むきを体験いただきました。驚くことに、都内にお住まいの方からもお申し込みを頂きました。あとで干してからお召し上がりになるということで、ご自身で剥かれたものを大事にお持ちかえられたのが非常に印象的でした。

私としましては、市外にも潜在的な需要があるという事を再認識することが出来ました。

中西委員からもご意見がありました通り、情報発信を工夫することによって外部からの集客効果が期待できる、観光資源としての可能性を秘めていることから、対外的な広報活動について、今後、益々取り組んで参りたいと感じております。

（中村会長）

かんぴょうレシピという冊子を拝見したことがあります。非常にわかりやすくまとまっておりましたので学生にも紹介したのですが、

その最後のページに埴輪が載っていたのを覚えています。それによって農業と文化財との関係性を意識しましたので、農業に限らず関連するもの同士はもっと積極的に紐づけていいのではないかと感じました。

私も施設を見学しましたが、アナログとデジタルが、シンプルさと複雑さが非常によくミックスされていて、見せ方に工夫を感じました。

(文化財課長) お手元に「マンガふるさとの偉人 下毛野古麻呂」という冊子をお配りしておりますが、そちらは B&G 財団からの補助を活用したもので、『歴史的な側面において地域の隠れた偉人を発掘・紹介する』というコンセプトで作成しております。作成したものについては、後ほど自治体間で紹介しあうこととなっております、周知にもなるほか、他の地域のことも知る機会になりますので非常に勉強になります。

その本は毎年、市内の小学校 6 年生にお配りしております。また、市内学校では iPad を活用しておりますので、PDF でも配信しておりますし、WEB サイトからも閲覧できます。

(中村会長) 冊子を作るにあっては、絵を描く人を探して、文言を考えて、非常に大変だったかと思います。I S B M (国際標準図書番号) を取得して、販売はされていますか？

(文化財課長) 補助金を活用して印刷した分については販売が出来ませんが、補助金を活用せずに市の予算にて増刷した分については、I S B M を取得し、販売しております。

(中村会長) 市としてここまで取り組まれているのは珍しいと思いますし、素晴らしいと思います。I S B M を取得することで冊子ではなく、書籍となりますので、国会図書館にも置くことになりますし、様々な人に見てもらえる機会が増えます。

(文化財課長) 以前、「東の飛鳥」という冊子を作製した際には、おかげさまで完売しました。

(中村会長) 最近はスマートフォンで漫画を見るときは縦スクロールが主流ということですが、対応はされているのですか？

(担当者) PDF で公開しておりますので、タブレットの設定によって縦スクロールで見ていただくことが可能です。

拡大縮小もできますので、読みやすいかと思います。

(中村会長) 最近は何でもデータは配信が主流ですが、あえて原点回帰で CD を好む傾向もあるようで、書籍として存在する事にも意義がありますね。

(文化財課長) 漫画の中には中学生で習う人物も登場します。そういった意味で

は、学習の一助にもなっていると考えております。

(中村会長)

絵を描かれたのも地元の方ですか？

(文化財課長)

補助の条件として県内在住の方に書いていただくこととになって
いますので、宇都宮市在住の方で歴史的な漫画を描かれた経験があ
る方をお願いをしました。

(野田委員)

飛鳥時代以前の話に波及してしまい恐縮ですが、下野市周辺にもか
つてアイヌ民族が生活されていたかと思います。その痕跡が地名と
して残っていると聞いたことがあります、本市の歴史啓発におい
ては、その時代の話が欠落しているように感じるのですが、専門的
知見からご説明いただけたらと思います。

(文化財課長)

考古学という分野においては、実はアイヌ民族という分類はござい
ません。誤解のないようにご配慮いただきたいと思います、もの
すごく簡略化して申し上げますと、現在の我々は渡来人との混血を
繰り返すことによって生まれていますが、島しょ部の方は混血が少
ない傾向にあり、そのため、現在の日本という国家ができる以前、
遙か昔にこの地で生活していた人々の遺伝子をより色濃く残して
いると言えます。そのため、顔つきや頭髮に特徴があることがあり、
また耳垢が乾燥しているか湿っているかで遺伝的背景に違いが見
て取れるのではないかという研究結果もございます。

そのうえで、奈良時代においても、福島県以北はいわゆる旧アイヌ
民族の人々が住んでいたことがわかっており、下野市をはじめとし
るこのあたりの地域はその生活圏の境界線に当たります。

例えば、市内や隣接地域の地名についてそれがアイヌ語か否かとい
う質問を受けることがあります、おそらく朝鮮半島系の言葉に由
来するものもあるのではないかと思います。

そのうえで、当市とアイヌ民族の関わりについてですが、非常にわ
かりにくい状況にあります。

理由として、下野市は縄文時代の文化に関する遺跡がほとんど見つ
かっておりません。下野市庁舎建設時等に発掘調査を行っていますが、
見つかるのは落とし穴ばかりで、地形からみると、この辺りは
シカやイノシシが多く生息していたと思われ、人が住んでいたのは
仁良川以南の寺の東遺跡周辺であったと推察できます。

また、かつては地球温暖化によって野木町のあたりまで東京湾でし
た。そのため、この辺りは暑すぎで住みにくい土地であったことから、
縄文時代の遺跡が非常に少ないものと考えられます。

一方で渡来系の人々の情報は多く残っています。東北地方以北は律
令時代にあっても縄文時代の生活（アイヌ的生活）を継続した続縄
文文化をもつ地域であります。一方で下野市のあたりは律令体制に

組み込まれておりますので、早くからアイヌ的生活から脱却したと思われることから、残っている痕跡が少ないのだと思われます。したがって、申し訳ございませんが、はっきりと判明していないという回答になってしまいます。

(野田委員)

以前、アイヌ民族は白人系の人種とする説がありましたが、最近ではモンゴロイドだと言われているかと思います。

最近ニュースになっておりますが、アイヌ民族に対して差別的発言をする者もおります。しかしながら、当市においては正しい認識を持ち続ける必要があり、地名や史跡が残っていれば、それらも下野市の歴史の一つとして位置付けていただけたらという思いです。

(金田委員)

かんぴょうの生産道具について報告書を作成するとあるのですが、収集した農具の展示などを行う予定でしょうか？

(文化財課長)

以前、県立博物館で鹿沼地区や栗野地区の麻を作る道具を集めて文化財として指定したことがございました。その際にはかなり専門的な報告書を作りこむ必要があるという事でしたが、最近では登録無形文化財という制度ができて、登録が簡略化されましたので、かんぴょう文化の登録にあつてはその制度を活用できないか、壬生町と上三川町と協議を進めているところです。

収集した道具につきましては、風土記の丘資料館の収蔵庫と旧国分寺西小学校北校舎の一部に保管してございます。それらの道具は、小学校へ出前講座に行く際に持参しておりまして、子ども達には実際にそれを手に取って、見て、今と昔の道具の変化を感じてもらい、学びにさせていただくという事をしております。

(金田委員)

灯明の会に参加させて頂きましたが、ボランティアの確保について状況はいかがでしょうか？

(文化財課長)

3 町が合併して下野市が誕生した直後に、薬師寺歴史館周辺地域の方々だけでなく、市内外の方々がボランティア団体が組織されました。その際に活動費を確保することを目的として市民活動補助制度などもご案内しましたが、補助金を受けて活動するではなく、市と団体が対等な立場で、お互いにできることに取り組んでいきたいと思います。と言って頂き、取り組みが始まった団体です。

ただ、設立から年月が経過し、高齢化が進んでおります。それを受けまして、昨年から一般の方にもイベントに御協力を頂けないか、ボランティアという形で募ったところです。

(担当者)

それにより、昨年度は 15 名ほどの方に御協力いただいたほか、今年度は地域おこし協力隊の方に協力をお願いし、若い方にも多く参加いただきました。そのため、おそらく、平均年齢は 20 代後半だったのではないかと思います。合計で 30 名ほど参加いただきまして、若

い方もおりましたが、一方で 60 代の方もおり、幅広い年齢層の方がご協力くださいました。

今後は手作り感のあるイベントという形で、お客様を呼ぶこともそうですが、主催者側として参加いただく楽しみも創出しながら、盛り上げていきたいと考えております。

(文化財課長)

イベントの実施にあつては、宇都宮大学の学生にもご協力を頂いております。

(担当者)

地域プロジェクト演習という位置付けで、4 年ほど継続しております。昼間にはアンケートを実施され、夜にはイベントに御協力頂きました。大変助かりました。

(3) 全体協議

(市民生活部長)

先ほど野田委員よりご意見のありましたデマンドバス運行管理業務委託予算の 10,000 千円の増額についてですが、令和 5 年度予算については、令和 3 年度に契約した金額を計上しておりますが、一方で令和 6 年度、令和 7 年度につきましては、後日実施予定のプロポーザルにおける委託限度額を計上しているところです。

令和 3 年度にプロポーザルを実施した際の委託限度額を確認しましたところ、42,110 千円でした。従いまして、今回の予定価格 43,446 千円と比較しますと 1,300 千円ほど増額となっておりますが、それについては先ほど課長からご説明しました通り、人件費や燃料高騰分などを加味してのことです。

現在の金額で契約する際にあつては、受託事業者が大変な努力をされ、経費を削減して下さった経緯があり、事務局としても採算性について心配するほどでした。しかしながら、地元のために頑張りたいと言って頂き契約に至ったわけですが、皆様ご存じのことと思いますが、コロナ禍の影響で交通事業者は非常に経営が厳しく、運転手の確保にも苦慮している状況にあります。

したがって、市といたしましては適正な価格で契約し、一定の利益も確保頂きながら、継続して事業にあたっていただくことが必要であると考えております。

今回、委託限度額を 43,446 千円と設定しておりますが、この金額は適正な価格であり、事業の継続実施のために適正な価格で契約できればと考えているところであります。

(中村会長)

ありがとうございました。

(中村会長)

奨学金貸付事業において、入学金が償還金一部免除の対象外となっている理由については、第 4 回会議にて回答をお願いします。

(事務局)

前回会議にてご意見のありました市民評価対象事業の選定方法についてですが、12 月の第 4 回会議にて協議いただきたいと考えてお

りますので、よろしくお願いいたします。

(5) その他

(中村会長)

次に、「その他」についてですが、事務局から何かあればお願いします。

(事務局)

【議事録の作成や次回会議の予定などについて事務連絡】

(中村会長)

事務局から連絡がありました。何か確認したいことなどがありましたら、お願いします。

(中村会長)

なければ、本日の議題については以上ですので、進行を事務局にお返しします。

7 閉 会

(事務局)

中村会長、議事進行ありがとうございました。

委員の皆様におかれまして長時間に渡りありがとうございました。

それでは、ご起立ください。

以上で、令和5年度第3回下野市行政改革推進委員会を閉会させていただきます。

ありがとうございました。

以上

会議の経過を記載し、その相違がないことを証するためにここに署名する。

会 長

中村 祐司

署名委員

柳澤 正弘

署名委員

中野 裕